

# 北秋田市 住宅の改造やリフォームに補助をします 「住宅リフォーム緊急支援事業」

市民のみなさまが市内業者を利用して住宅の増改築又はリフォームを行う場合に、補助金を交付する制度です。

## 1、対象となる方

市に住民登録されている方であること

申請者及び工事する住宅に住む親族が、市税等を滞納していないこと

## 2、対象となる住宅

市内の住宅であること

賃貸している住宅又は賃貸する予定の住宅でないこと

右記のほか次のいずれかに該当するもの。

- ・申請者が所有し、住んでいる住宅であること
- ・親又は子が所有し、申請者が住んでいる住宅であること
- ・親又は子が所有し、住んでいる住宅であること

宅であること

・申請者が所有し、親又は子が住んでいる住宅であること

## 3、対象となる工事

工事費用が50万円以上であること  
平成23年3月31日までに完了する工事であること

市内に本店のある業者又は市に住民登録された個人が工事すること

(補助対象とならないもの)

- ・公共工事の施行に伴う補償費の対象となる工事費用
- ・門や塀等、いわゆる外構工事費用
- ・重複計上が認められていない他の補助制度を利用する工事の費用
- ・その他、補助金の交付が適当でないと思われる工事の費用

## 4、補助金額

工事費の10分の1の金額  
ただし、補助金の額が20万円を超えるときは、20万円とする(千円未満は切り捨て)

## 5、申請受付

受付開始 7月1日から  
申請場所 都市計画課都市計画班  
(市役所森吉庁舎) / 生活課地域推進班  
市役所本庁舎) / 合川総合窓口センター / 阿仁総合窓口センター

申請方法 補助金交付申請書に次の書類を添付して提出してください

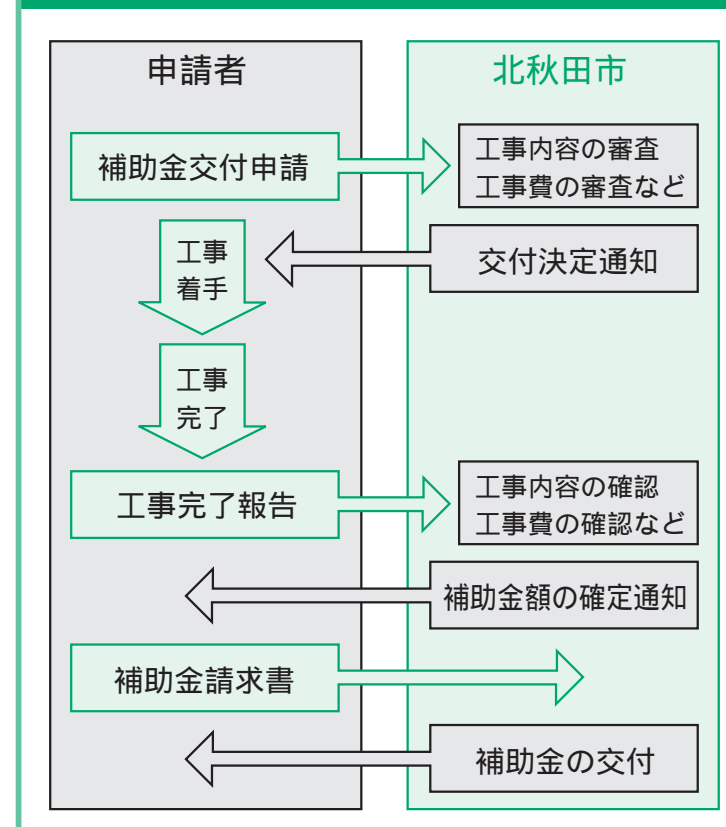
- ・工事契約書または請書の写し
- ・内訳明細書の写し
- ・工事着手前の写真(施工箇所がはっきり判る写真)
- ・その他必要と認める書類

秋田県住宅リフォーム緊急支援事業の申請も取り次ぎします。

## お問い合わせ

都市計画課都市計画班  
☎72-5239

## 補助事業申請フロー



## 北秋田市木造住宅耐震診断補助事業

地震の際、倒壊等による災害を未然に防止し、安全を確保するため、木造住宅の耐震診断に係る経費の一部を補助します。

### 1、対象となる住宅

昭和56年5月31日以前に建築された木造戸建住宅(併用住宅の場合は、店舗等部分の面積が2分の1未満を対象とします)



### 2、対象となる方

- ・市内の耐震診断士と耐震診断の契約をする方
- ・住宅を所有(共有を含む)する個人であること
- ・市税等を滞納していないこと

### 3、補助金額

要した費用の3分の2の金額(ただし、3万円を限度とする)

### 4、申請受付

受付時期 7月1日から平成23年2月末日まで  
申請場所 都市計画課都市計画班(市役所森吉庁舎) / 生活課地域推進班(市役所本庁舎) / 合川総合窓口センター / 阿仁総合窓口センター  
申請方法 補助金交付申請書に以下の書類を添付して提出してください

住宅の付近見取図  
住宅の建築時期及び所有者が確認できる書類  
耐震診断費用の見積書の写し  
住宅に借家人が住んでいる場合は、耐震診断の実施に係る同意書

都市計画課都市計画班 ☎72-5239

## 国民年金保険料の免除制度をご存じですか？

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除される「保険料免除制度」があります。

### 一部納付(一部免除)制度

保険料の一部を納付し、残りの保険料が免除されます。一部納付期間は、保険料を全額納付したときに比べ、年金額は次の割合で計算されます。

4分の1納付(3,780円) →

年金額 8分の5(平成21年3月分までは2分の1)

半額納付(7,550円) →

年金額 8分の6(平成21年3月分までは3分の2)

4分の3納付(11,330円) →

年金額 8分の7(平成21年3月分までは6分の5)

### 一部納付となる所得の「めやす」

前年の所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること。

4分の1納付 →

78万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等

半額納付 →

118万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等

4分の3納付 →

158万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等

### 国民年金保険料免除申請期間

平成22年7月分～23年6月分 → 7月1日から受付

平成21年7月分～22年6月分 → 7月末日まで受付

### 全額免除制度

保険料の全額(月額15,100円)が免除されます。全額免除された期間は、保険料を全額納付したときに比べ、年金額が2分の1として計算されます。(平成21年3月分までは3分の1)

### 全額免除となる所得の「めやす」

前年の所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること。  
(扶養親族等の数 + 1) × 35万円 + 22万円

申請者ご本人のほか、配偶者及び世帯主の方も所得基準の範囲内であることが必要です

平成22年7月から23年6月までの申請については、前年(平成21年)の所得で審査を行います

一部納付(一部免除)制度は、納付すべき一部の保険料を納付されない場合、その期間の一部免除が無効(未納と同じ)となるため、将来の老齢基礎年金の額に反映されず、また、障害や死亡といった不測の事態が生じた場合に年金を受け取ることができない場合があります



☎ 鷹巣年金事務所 ☎62-1497  
市役所総合窓口課国保年金班 ☎62-1118